平成２６年（フ）第５９４号
福岡市南区長丘３丁目９番４号
債務者　株式会社ダイブ
代表者代表取締役　平原理日郎
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８８号
堺市西区上601番地２
債務者　鳳友コーポレーション株式会社
代表者代表取締役　柑本　充貴
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９０号
堺市西区上601番地２
債務者　鳳友建設株式会社
代表者代表取締役　柑本　直輝
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２８１号
横浜市中区末吉町１丁目21番地　ヒューセット飯田503号室
債務者　有限会社ラグナブルー
代表者取締役　福島　幸治
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　佑治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０９号
広島市安佐北区可部３丁目２番18号
債務者　有限会社沖田砂利
代表者取締役　堀江　國三
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１０号
広島市安佐北区可部３丁目２番18号
債務者　有限会社沖田組
代表者取締役　堀江　國三
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１号
沖縄県沖縄市美原２丁目13番６号
債務者　有限会社知花重機土木
代表者代表取締役　島袋　茂夫
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３号
長崎県壱岐市石田町久喜触301番地
債務者　司商事有限会社
代表者取締役　西口　淺治
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前９時30分
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第１４１号
山梨県甲府市大里町3131番地１森下ビル
債務者　リスペクト有限会社
代表者代表取締役　志村　一男
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午後３時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
静岡市清水区上原１丁目１番27号
債務者　有限会社システムフォーユー
代表者代表取締役　木村　朝子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３２０号
仙台市若林区志波町14番17号　リュミエルソレール102
債務者　大出　明子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
仙台市泉区南光台南３丁目35番２号
債務者　佐藤　美和
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８２号
宮城県宮城郡利府町春日字硯沢185番地７
債務者　鈴木　有佳
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
仙台市青葉区五橋２丁目10―25　ヴァンデメール五橋905号、住民票上の住所仙台市宮城野区蒲生２丁目８番地の８
債務者　早川　文乃
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
茨城県笠間市平町1874番地８
債務者　村田　英雄
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１９３号
茨城県那珂市菅谷2072番地１　ロゼリア・ヴェールＲ―２号室
債務者　大野　睦子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１９５号
茨城県水戸市赤塚１丁目2090番地の２　ＦＵＪＩパレス303号
債務者　川田　俊樹
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１９９号
茨城県水戸市見川２丁目30番地の17、申立時の住所茨城県東茨城郡城里町大字御前山628番地の１
債務者　廣木　恵美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所